

整備工場コードの申請書（OCRシート）記載に係る 通達改正について

【改正の背景】

従来より、点検整備を実施した事業場の特定を容易にするため、これまでも指定自動車整備事業場は申請書に指定一連番号を記入のうえ検査申請し、さらに、自動車ユーザーが、国の認証を受けた整備工場での点検整備が行われたことを自動車検査証において認識できるよう、自動車検査証に認証工場の整備工場コードを記載し、ユーザー代行車検と認証工場での整備が行われた上で受検した車検の差別化を図るため、平成30年6月から自動車分解整備事業者のうち、軽自動車以外の申請にあっては認証一連番号を記入のうえ検査申請しているところであるが、今般、軽自動車検査協会において、自動車分解整備事業者の申請に係る体制が整ったことから、平成31年4月から軽自動車についても同様に、認証一連番号を記入のうえ検査申請させることとする。

【改正の概要】

「継続検査等申請書への整備工場コードの記入について」（平成16年9月30日付け、国自整第93号、国自技第122号）について、軽自動車の申請書への認証工場の整備工場コードの記入方法を追加する。

【スケジュール】 通達発出：平成31年2月5日
通達施行：平成31年4月1日

持込検査を受ける認証工場の皆様へ

平成31年4月から、軽自動車においても自動車(予備)検査証に認証番号が記載されますので、申請書の「整備工場コード」欄に認証番号の記入をお願いいたします。

なお、認証番号の記入は必須です。

対象手続き

- ・ 新規検査（中古に限る）
- ・ 予備検査（中古に限る）
- ・ 継続検査

※構造等変更検査は対象外です。

新規検査・予備検査（軽第1号様式）

運輸支局コード 認証番号

(注1) 実際に受検した認証工場の認証番号を記入してください。

(注2) 指定工場の方が持込検査を受検した場合は指定番号でなく、認証番号を記入してください。

継続検査（軽専用第2号様式）

整備工場コード

※指定工場で車検を実施した場合は、従来のお通り「指定番号」での記入になります。